

地域未来投資促進法に基づく千葉県千葉市基本計画が国の同意を受けました ～牽引事業への支援を通して、地域経済活性化を図ります～

千葉市と千葉県は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（地域未来投資促進法（平成29年7月施行））に基づき、千葉県千葉市基本計画を策定し、本日（3月28日）、本基本計画が国の同意を受けましたので、お知らせします。

本基本計画に基づき、千葉市は、地域への経済波及効果が期待できる企業の取組みを支援し、地域経済の一層の活性化を図ってまいります。

1 地域未来投資促進法の趣旨

同法は、非製造業を含む幅広い分野で、地域の中核となる企業による地域特性を活用した事業へ、国からも様々な支援を行い、地域全体への経済波及効果の拡大を図ることを目的としているものです（法の概要については2頁をご覧ください）。

2 千葉県千葉市基本計画の概要

（1）計画のポイント

千葉市の多様な地域特性を活用し、今後の成長が期待できる分野として、「成長ものづくり分野」をはじめ、「第4次産業革命分野」、「食品関連産業分野」等を設定。これらの分野に関連する、地域経済牽引事業計画の策定と実施を支援することで、市内経済の活性化を目指す。

（2）促進区域（計画対象エリア）

千葉市全域

（3）地域経済牽引事業の承認要件

下記の3要件をすべて満たすことが必要。

要件1：地域の特性を活用すること（以下の7分野のうち、いずれかの分野にあてはまる必要がある）

- ①千葉市臨海部の鉄鋼業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野
- ②幕張新都心を中心とする情報通信業の産業集積を活用した第4次産業革命分野
- ③千葉食品コンビナートにおける食料品製造業等の産業集積を活用した食品関連産業分野
- ④にんじん（国の指定産地）、落花生等の特産物を活用した農林水産分野
- ⑤千葉大学亥鼻イノベーションプラザ、千葉大学サイエンスパークセンター等の知見を活用した医療・ヘルスケア分野
- ⑥海辺・里山、幕張メッセ等の観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり分野
- ⑦千葉ロッテマリーンズやジェフユナイテッド市原・千葉等のスポーツ資源を活用したスポーツ・文化分野

要件2：事業の実施により、5,078万円を超える付加価値の増加が見込まれること。

要件3：いずれかの経済波及効果が見込まれること

（促進区域内の取引額、雇用者数、売上、雇用者給与等支給額のいずれかが3.5%増加）。

（4）ご相談窓口

企業が地域経済牽引事業計画を作成する際に、下記窓口の担当者が作成の支援を行います。

【窓口】千葉市経済農政局経済部経済企画課（地域未来投資促進法担当）

TEL 043(245)5275 MAIL ipu@city.chiba.lg.jp

URL <http://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/kikaku/chiikimiraitoushi.html>

3 地域経済牽引事業への国からの支援内容

(1) 税制措置（課税特例）

先進的な事業に必要な設備投資に対し、税額控除や特別償却により設備投資を行った初年度の法人税等の負担が軽減される。先進性の有無については、国による確認が必要。

対象設備	特別償却	税額控除
機械・装置、器具・備品	40%	4%
建物・付属設備・構築物	20%	2%

(2) 政府系金融機関による金融支援

地域経済牽引事業のために必要となる設備資金及び運転資金について、日本政策金融公庫が、中小企業・小規模事業者に対し、長期・固定金利で融資を実施。

(3) 経済産業省事業との連携

「ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業」や「サービス等生産性向上IT導入支援事業」等の経済産業省事業の採択時に、地域経済牽引事業の承認案件を審査において優遇します。

(4) その他

この他、特許料、地域団体商標の登録料等の減免などがあります。詳しくは本市のご相談窓口へお問い合わせください。

4 添付資料

千葉県千葉市基本計画の本文と概要（千葉市経済企画課ホームページ）

【URL】 <http://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/kikaku/chiikimiraitoushi.html>

【参考】地域未来投資促進法の概要について

- ・国は、地域経済牽引事業の促進に関する事項等について、基本方針を制定する。
 - ・基本方針に基づき、市町村及び都道府県は、地域特性を活用した推進分野等を定める基本計画を策定する。国は策定された基本計画について同意する。
 - ・同意された基本計画に基づき、事業者が作成する地域経済牽引事業（※）計画を、都道府県知事が承認する。国は、地方公共団体とともに地域経済牽引事業者を税制面などから支援する。
- ※地域経済牽引事業の要点：ア．地域の特性を生かして、イ．高い付加価値を創出し、ウ．地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす事業。

